⑷　⑴の届出をした者は、⑶の場合を除き、届出取扱計画書に記載された事項につき変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を主務大臣に届け出なければならないものとする。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでないものとする。（第六条第五項関係）

⑸　⑴の届出をした者は、偶然の事由により別のヒトゲノム編集胚等が生じたときは、当該生じたヒトゲノム編集胚等の廃棄を直ちに行う場合を除き、速やかに、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（第九条関係）

⑹　⑴又は⑸の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又はヒトゲノム編集胚等が滅失したときは、遅滞なく、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（第十一条関係）

6　ヒトゲノム編集胚等の作成等の制限

５の⑴又は⑶の届出をした者は、その届出が受理された日から六十日（主務大臣が認める期間に短縮することは可能）を経過した後でなければ、それぞれ、届出取扱計画書に基づくヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならないものとする。（第八条関係）

7　ヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令

⑴　主務大臣は、５の⑴又は⑶の届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第七条関係）

⑵　主務大臣は、５の⑴又は⑸の届出をした者がヒトゲノム編集胚等の取扱いを開始した後、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第十二条関係）

8　記録

５の⑴又は⑸の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等についての一定の事項に関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。（第十条関係）

9　個人情報の保護

５の⑴の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等の作成に用いられたヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。（第十三条関係）

10　報告徴収及び立入検査

⑴　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、５の⑴又は⑸の届出をした者に対し、その届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。（第十四条関係）

⑵　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、５の⑴又は⑸の届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。（第十五条関係）

11　主務大臣等

⑴　この法律における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。（第十六条第一項関係）

⑵　この法律における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令・文部科学省令とするものとし、その他この法律における主務大臣の権限等に関し、必要な事項を定める。（第十六条第二項～第四項、第十七条関係）

12　罰則

⑴　３に違反した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。（第十九条関係）

⑵　その他所要の罰則規定を設ける。（第二十条～第二十三条関係）

13　附則

⑴　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　検討規定

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、ゲノム編集技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

⑶　経過措置等

イ　この法律の施行の際現にその保有するヒトゲノム編集胚等についてヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者においては、施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内にロの届出をした者においては、当該届出までの間。ロにおいて「猶予期間」という。）は、４の⑷及び５の⑴は適用しないものとする。（附則第三条第一項関係）

ロ　イの者が、猶予期間を経過して引き続き当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う場合においては、猶予期間を経過する日までの間に、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（附則第三条第二項～第五項関係）

ハ　ロに違反した者について、所要の罰則規定を設ける。（附則第四条関係）

ニ　その他所要の経過措置等を定める。

---

**◇重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律**（法律第七十一号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。（第一条関係）

2　定義

⑴　「重要品種」とは、品種（農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。（第二条第一項関係）

イ　省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

ロ　当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

ハ　品種登録を受けたものであること。

⑵　「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であって、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。（第二条第四項関係）

⑶　「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。（第二条第五項関係）

3　国等の責務

⑴　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとするとともに、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。（第三条関係）

⑵　地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。（第四条関係）

4　基本方針

農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第五条関係）